

社会人学生のみなさんへ

平成 29 年度山口大学 入学料免除及び徴収猶予申請について

注意事項

- 1 入学料免除及び徴収猶予の申請は、入学料免除願・入学料徴収猶予願の提出と WEB 入力による申請及び書類提出が必要となります。

- 入学料免除及び徴収猶予願提出期間：入学手続期間中
- WEB 入力期間：平成 29 年 10 月 10 日～平成 29 年 10 月 13 日 17 時まで
- 書類提出期間：平成 29 年 10 月 10 日～平成 29 年 10 月 13 日 17 時まで

- 2 入学料免除・徴収猶予申請（WEB 入力）は、山口大学（**連合獣医学研究科学生のみ、鳥取大学・鹿児島大学も含む**）に設置してあるパソコンからのみになります。

遠方の方で、システム入力が難しい場合は、書類を郵送で提出いただき、こちらで代理入力させていただきます。

なお、不明な点等がありましたら、山口大学学生支援課学生サービス係（電話番号：083-933-5611、E-mail：ga113@yamaguchi-u.ac.jp）まで早めにお問い合わせください。

1 入学料免除及び徴収猶予制度について

■入学料免除申請対象者

(1) 大学院

次の申請資格のいずれかに該当する場合は申請することが出来ます。

- 1 経済的理由によって入学料の納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる者
- 2 入学前 1 年以内に、以下の理由により入学料の納付が困難となった者
 - ・学資負担者が死亡した場合
 - ・風水害等の災害を受けた場合
- 3 学長が、上記に準じる特別な事情により入学料の納付が困難と認める者

(2) 学部

上記(1) 2 又は 3 に該当する場合は申請することが出来ます。

■免除額

免除額は、入学料の全額または半額です。

■入学料徴収猶予申請対象者

(1) 学部・大学院

次の申請資格のいずれかに該当する場合は申請することが出来ます。

- 1 経済的理由によって入学料の納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる者
- 2 入学前 1 年以内に、以下の理由により入学料の納付が困難となった者
 - ・学資負担者が死亡した場合
 - ・風水害等の災害を受けた場合
- 3 学長が、上記に準じる特別な事情により入学料の納付が困難と認める者

■猶予額

猶予額は、入学料の全額です。

2 入学料免除・徴収猶予申請手順

(1) 入学料免除願・入学料徴収猶予願の提出（入学手続期間中）

- ・入学手続期間中に、必ず提出してください。
- ・入学料免除願・入学料徴収猶予願の提出がない場合は、申請を受け付けることができません。

(2) 必要書類の準備

・入学料免除・徴収猶予申請に必要な書類は、山口大学 HP 上に掲載してある『平成29年度後期山口大学授業料免除申請のしおり』で確認してください。

※入学料免除・徴収猶予申請に必要な書類は、授業料免除のものに準じます。

※『平成29年度後期山口大学授業料免除申請のしおり』は7月中旬に以下の URL において掲載する予定です。

<http://gakuseishien.jimu.yamaguchi-u.ac.jp/tebiki/html/f06-02.htm#04>

・家庭状況等によっては、後日、書類の提出を追加で依頼をすることがあります。書類の追加提出を求められた場合は、本学が指定する期限までに提出してください。

・社会人学生の方のほとんどの方が必要になる書類を以下に示します。

- ・『山口大学教育用計算機利用登録証』に記載のログイン名とパスワード
※こちらを利用して、授業料免除担当職員がシステムへ代行入力します。
- ・本人調書（自筆で記入をお願いします。）
- ・給与等支給（見込）証明書（平成28年1月2日以降に就職等した場合）
- ・平成29年度（平成28年中の所得が記載してある）同一世帯全員分の
所得・課税証明書（本紙）
- ・平成28年分源泉徴収票（コピー）
- ・平成28年分確定申告書（第1・第2・第3表）（コピー）
- ・健康保険証・父母等の扶養に入っていないことの証明（父母等の源泉徴収票）のコピー（独立生計者の場合）

※A4より小さい・大きいサイズの書類は貼付台紙に貼って提出してください。

(3) 書類提出（郵送）

・下記受付期間内に以下の書類を揃えて、提出（郵送）してください。

- ①（2）で準備した必要書類
- ②本人調書（自筆で記入したもの）
- ③入学料免除・徴収猶予申請票（大学控え）
- ④結果通知用返信用封筒（簡易書留のため392円切手貼付）

※封筒のサイズは「長形3号」

①～④を揃え、平成29年10月13日（金）までに**必ず届く**よう、郵送期間を十分考慮のうえ発送してください。

※授業料免除を併せて申請する場合は、①～④の書類に加え、「授業料免除願（様式は山口大学HPより印刷）」を作成のうえ、併せて提出してください。所得・課税証明書等を2部用意する必要はありません。

書類提出（郵送）について

- 受付期間 平成29年10月10日（火）～平成29年10月13日（金）
ただし、土日及び祝日は除く
- 受付時間 9：00～17：00
- 受付場所（提出先）
山口大学 学生支援課 学生サービス係 授業料免除担当 宛
住所：〒753-8511 山口県山口市吉田 1677-1
電話番号：083-933-5611

・免除申請所定の様式や所得・課税証明書、医師の診断書等、原本の提出を指定するもの以外は、コピーを提出してください。

・本学へ書類到着後、システムへ代行入力します。

(4) 申請結果の通知

●申請結果の通知時期について

4月入学者： 6月中旬（予定）

10月入学者：12月中旬（予定）

●申請結果の通知方法について

申請結果は、**事前に提出いただいた返信用封筒により行います**。申請の結果、半額免除または不許可となった方は、申請結果の通知で指定した期限までに、該当の入学料を納付してください。

入学料免除・徴収猶予申請者は、申請結果が通知されるまで、入学料の納付が猶予されます。申請結果の通知より前に入学料を納付した場合は、入学料免除・徴収猶予申請を辞退したものと扱いますので、十分注意してください。一度納付した入学料は返還できません。

3 注意事項

- A4 サイズよりも大きい書類・小さい書類は貼付用紙（ダウンロード可能）に貼って提出してください。
- 入学料免除・徴収猶予の申請結果通知後であっても、申請内容が事実と異なることが判明した場合や懲戒処分を受けた場合は、免除・徴収猶予の許可を取消します。
- 申請書類は家庭状況をよく確認し、4月入学は4月1日現在（見込）・10月入学は10月1日現在（見込）の状況を申請者本人が記入し、準備してください。
- 申請理由・家庭状況が不明な申請、不足書類の多い申請は受け付けられません。

■授業料免除申請システムへのアクセス方法

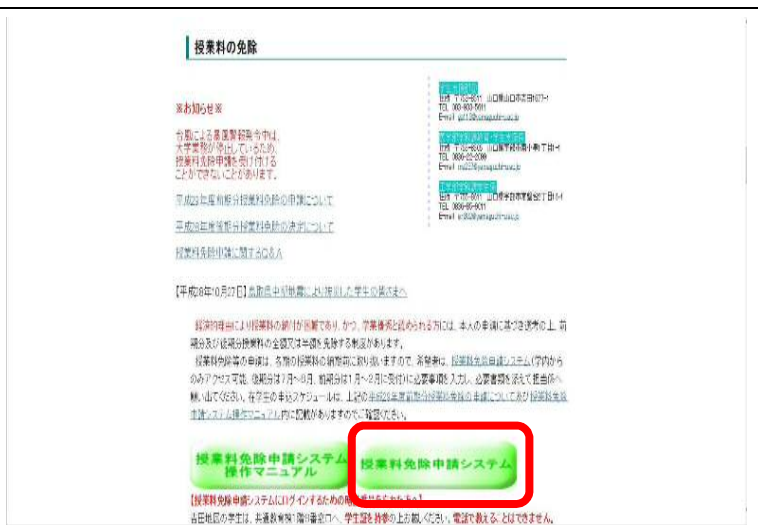
(入学料免除・徴収猶予申請にもこのシステムを使用します)

<p>①山口大学のHPから、『在学生の皆様へ』をクリックします。</p> <p>※googleで『山口大学』を検索するとトップに出てきます。</p>	
<p>②『授業料免除』をクリックします。</p>	

③『授業料免除申請システム』

をクリックします。

※山口大学に設置してあるパソコンからのみ、ログイン可能です。



④授業料免除申請システムへアクセスできます。

※ユーザー名とパスワードについて

入学時に配布している『山口大学教育用計算機利用登録証』に記載されているログイン名とパスワードを利用します。

【ユーザー名】

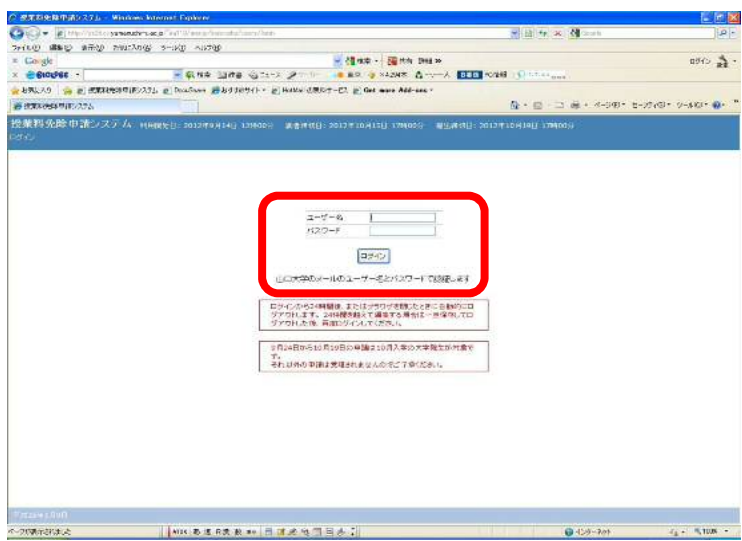
⇒登録証のログイン名を利用(△△@yaguchi-u.ac.jpの△△部分を入力)

【パスワード】

⇒登録証のパスワードを利用(上記メールアドレスに設定しているパスワードを入力)

※ログイン後は、『授業料免除申請システム操作マニュアル』を参照の上、入力してください。

アクセスは、平成29年10月10日(火)から可能です。



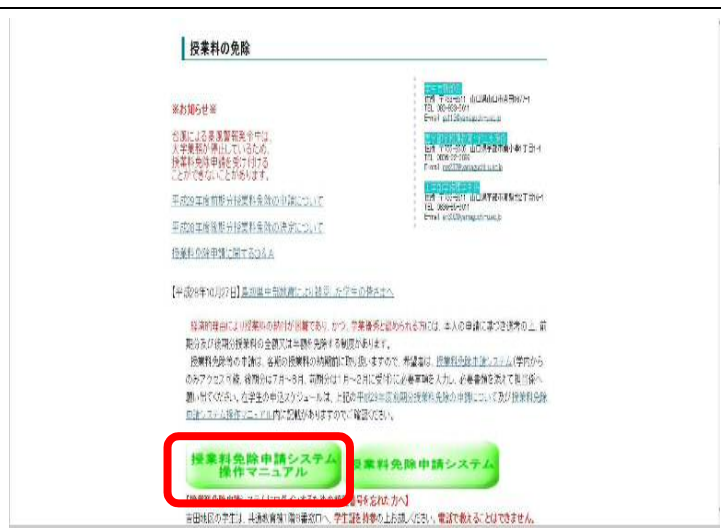
■授業料免除申請システム操作マニュアル

※③のページの続きになります。

⑤『授業料免除申請システム操作マニュアル』をクリックします。

マニュアルを参照の上、システムへ必要事項を入力し、申請を行ってください。

【申請の時は、受付期間に注意してください！】



■必要（証明）書類の確認

※③のページの下部にあります。

⑥「平成29年度後期山口大学授業料免除申請のしおり」で申請に必要な書類をご確認ください。

（入学料免除に必要な書類は、授業料免除のものに準じます）

※必要書類は、申請者毎・家庭状況等により一概に言えないことがあり、書類提出後、追加で提出依頼をすることがあります。

※申請（システム入力）前に予め必要な書類を確認し、揃えられるとその後の申請（システム入力）がスムーズにできます。

